

長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市内の農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に定める農地で現に耕作をしている土地をいう。以下同じ。）において、有害鳥獣による農作物の被害を防止し、農業生産の維持及び向上を図るため、農作物の防護を目的とする防護柵の設置に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、アライグマその他野生動物であって農作物に被害を及ぼすものをいう。
- (2) 防護柵 電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、トタン柵及びネット柵並びにこれらに付随する資機材をいう。
- (3) 受益区域 防護柵を設置することで、有害鳥獣の侵入が防止される区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請年度内に新たに農地に侵入防止施設を設置する者であり、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 農地法第52条の2第1項に規定する長久手市の農地台帳に記録された市内の農地を所有する者又は同農地の使用及び収益を目的とした権利を有する者であること。
- (2) 同一の設置箇所において、この要綱による補助金の交付を受けていない者であること。
- (3) 長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同

条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、有害鳥獣の侵入を防止するための防護柵を設置する事業とし、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 防護柵の設置箇所及び受益区域が市内にあり、かつ、次のいずれかに該当する農地であること。

ア 補助対象者が所有する農地

イ 補助対象者が農地法第3条の許可を受けた農地

ウ 補助対象者が長久手市農用地利用集積計画により利用権の設定を受けた農地

(2) 設置する防護柵は、耐用年数が5年以上であり、かつ、有害鳥獣の侵入を防ぐと認められる構造であること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、防護柵の購入金額に2分の1を乗じて得た額とし、上限を50,000円とする。

2 前項の場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防護柵設置予定地の位置図及び概略図

(2) 購入する防護柵の見積書の写し

(3) 防護柵設置予定地の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに現地調査を行い、適当であると認めたときは長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めた

ときは長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第 8 条 前条の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日を経過する日までに、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付申請取下書（様式第 4 号）により、当該交付申請を取り下げることができる。

（補助事業内容の変更等）

第 9 条 補助事業者は、第 7 条の規定による補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金変更等承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金変更等承認通知書（様式第 6 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告等）

第 10 条 補助事業者は、補助事業完了日後、速やかに長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金事業実績報告書（様式第 7 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した防護柵の領収書の写し
- (2) 防護柵購入金額の内訳がわかる納品書、明細書等の写し（前号の領収書に明細が記載されている場合は不要）
- (3) 購入した防護柵の設置前の写真
- (4) 防護柵の設置後の設置場所の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助事業完了日とは、防護柵の設置及び経費の支払いの完了日をいう。

（補助金交付額の確定）

第 1 1 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査するとともに現地調査を行い、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付額確定通知書（様式第 8 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 1 2 条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付請求書（様式第 9 号）により、市長に請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、受理した日から 3 0 日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 1 3 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(4) その他市長が不適切であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付決定取消通知書（様式第 1 0 号）により補助事業者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第 1 4 条 補助事業者は、第 1 2 条第 2 項の規定により交付を受けた補助金に係る防護柵を市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第 4 条第 2 号に規定する耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

（その他）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 0 日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

長久手市長 殿

住 所
氏 名
電 話

長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付申請書

年度において、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金の交付を受けたいので、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付要綱（以下「本要綱」といいます。）第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。なお、長久手市補助金等交付規則及び本要綱を遵守します。

記

設置場所	住 所	長久手市
	面 積	m ²
防護柵 の概要	種 類	電気柵・ワイヤーメッシュ柵・金網柵・トタン柵・ネット柵
	規 格	
対 象 有 害 鳥 獣		イノシシ・シカ・サル・ハクビシン・アライグマ その他（ ）
設 置 延 長		m
防 護 柵 購 入 金 額		円
交 付 申 請 額		円
事業実施予定年月日		年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- (1) 防護柵設置予定地の位置図及び概略図
- (2) 購入する防護柵の見積書の写し
- (3) 防護柵設置予定地の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

注 補助金の額は防護柵購入金額の 2 分の 1 以内、上限 5 0 , 0 0 0 円とする。算出された額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金について、下記のとおり決定したので長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付要綱（以下「本要綱」といいます。）第 7 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

金 円

2 補助金交付条件

長久手市補助金等交付規則及び本要綱を遵守すること。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金については、下記の理由により交付しないことを決定しましたので、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

長久手市長 殿

住 所
氏 名
電 話

長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった長久手市有害
鳥獣侵入防止対策補助金について、下記のとおり交付申請を取り下げます。

記

理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

長久手市長 殿

住 所
氏 名
電 話

長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった長久手市有害鳥獣侵入防止対策事業の内容を変更・中止したいので、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更・中止の内容	
変更・中止の理由	
交付申請額 の変更の有無	有 ・ 無
	既交付決定額 金 円
	変更交付申請額 金 円

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のありました長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金の変更・中止承認申請については、下記のとおり承認しましたので、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

変更・中止の内容	
交付申請額 の変更の有無	有 ・ 無
	既交付決定額 金 円
	変更交付決定額 金 円
補助金交付条件	

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

長久手市長 殿

住 所
氏 名
電 話

長久手市有害鳥獣侵入防止対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった長久手市有害鳥獣侵入防止対策事業が完了したので、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

設置場所	住 所	長久手市
	面 積	m ²
防護柵 の概要	種 類	電気柵・ワイヤーメッシュ柵・金網柵・トタン柵・ネット柵
	規 格	
対 象 有 害 鳥 獣		イノシシ・シカ・サル・ハクビシン・アライグマ その他（ ）
設 置 延 長		m
防 護 柵 購 入 金 額		円
交 付 決 定 額		円
事 業 完 了 年 月 日		年 月 日

添付書類

- 1 購入した防護柵の領収書の写し
- 2 防護柵購入金額の内訳がわかる納品書、明細書等の写し
※領収書に明細が記載されている場合は不要
- 3 購入した防護柵の設置前の写真
- 4 防護柵の設置後の設置場所の写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金について、下記のとおり交付額を確定しましたので、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
金 円
- 2 交付確定額
金 円

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

長久手市長 殿

住 所
氏 名
電 話

長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金について、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金 額						円
-----	--	--	--	--	--	---

2 補助金の振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協								本店 支店 支所
普通・当座	口座番号								
フリガナ									
口座名義人									

※口座は、御本人の個人口座を御記入ください。

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金については、その（全部・一部）を取り消したので、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

取り消した補助金額	金 円
取消後の補助金額	金 円
取消しの理由	